

エコマーク表示ルールの一部見直しについて(案)

1. 目的

より多くの人々にエコマークが視認され、購買場面で広く活用されるよう、商品分野に関わらず一律となっているエコマークの表示ルールを見直し、商品分野ごとの商慣習や商流を踏まえてきめ細かくルールを設定することにより、様々なアイテムにエコマークの表示を広げる。

エコマークウェブサイトで個々の認定商品の環境情報が閲覧できるようになり、消費者による情報トレースが充実してきたことを踏まえ、認定企業自身による情報提供への依存を改め、表示の自由度を高める方向での改定を目指す。

2. 検討体制

『エコマーク表示ルール 見直しプロジェクト』を設置して検討にあたった。

開催実績: 2016年5月～2017年3月までに計 11 回開催

3. 改定の概要

(1)基本ロゴの種類を整理・

- ・ 従来から B タイプの表示で認めていた、スペース等の都合で認定情報を表示できない場合の『マークのみを表示し認定情報を別掲する場合の特例』を、任意に選択可能な C タイプとして定義。
- ・ A←→B←→C のロゴタイプ変更は都度、「エコマーク商品変更」手続きにより事前にエコマーク事務局の承認が必要であったが、認定後に使用契約者が規定に基づいて任意に変更できるよう変更。



※C タイプはトレーサビリティ確保のため、使用契約者名または認定番号の表示に加え、使用契約者のウェブサイトにて認定情報を含むエコマーク商品情報ページの設置(必須(除外規定あり))、消費者対応窓口の設置(推奨)を要件としている。

(期待される効果)

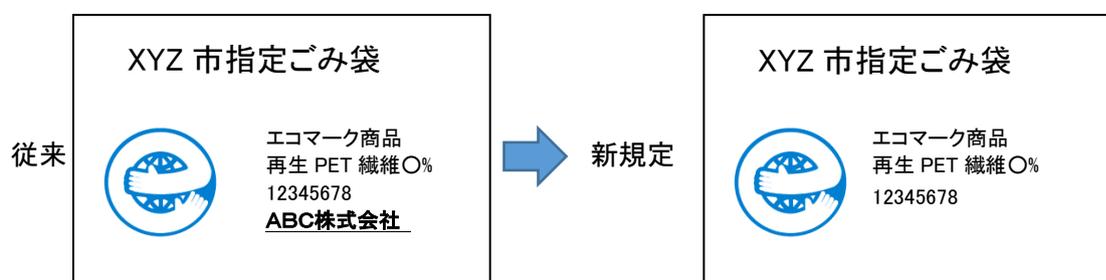
- ・ C タイプの普及により、表示スペースの少ない製品や、小売店店頭の販促物(POP 等)へのエコ

マーク表示が進む。

- ・ 環境のシンボルマークロゴとしてのブランディング
- ・ A←→B←→C のロゴタイプ変更が任意にできるようになることで、通販カタログ等の第三者の総合カタログにおいて、統一した表示が可能となる。(現行ルールでは、エコマーク使用契約者が登録した表示方法(ロゴタイプ)とカタログの掲載ロゴが一致しない、もしくは混在するケースがあり、その場合、「エコマーク商品変更」手続きが必要であった)。その結果、異なるロゴタイプの混在が解消され、表示の促進と消費者へのわかり易さが向上する。

(2) 使用契約者名以外の事業者名のみを表示することが可能に

認定企業＝ABC 社が XYZ 市の指定ごみ袋を製造する例



(期待される効果)

- ・ 今まで使用契約者名が表示しにくかった商品へのエコマーク表示が進む。
例 1:自治体のごみ袋等で、地方公共団体名以外(使用契約者名)を表示できないためエコマーク表示を断念するといったケースが回避できる。
例 2:エコマーク認定のびん(容器メーカーが取得)に予めエコマークを刻印し、飲料を充填した最終製品にボトラー名が入るケースでは、容器メーカー名の表示が必須ではなくなる。商慣習上、容器メーカー名が公表できないためエコマーク表示を断念していたボトラーのエコマーク表示が促進される。

(3)特殊な商品へのエコマーク表示

①エコマーク認定商品を二次使用した容器包装へのロゴ表示が一部可能に

- ・ エコマーク認定を受けた部品など(中間製品)を用いて組み立てた完成品にはエコマークを表示できないとする原則は変更ないが、商品類型No.114「紙製の包装用材 Version2」、No.118「プラスチック製品 Version2」、No.124「ガラス製品 Version2」およびNo.140「詰め替え容器・省資源型の容器 Version1」において、内容物を特定せずに認定を受けた容器包装(いわゆる汎用容器)については、内容物充填後の製品へのエコマーク表示を可とする。

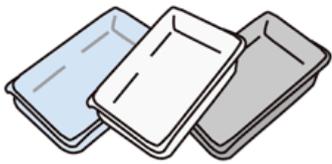
例)



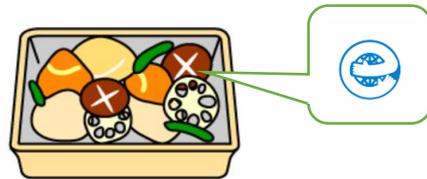
内容物を特定しない
汎用 PET ボトル
使用契約者: 容器メーカー



内容物充填後の
飲料ボトル
※容器メーカーの了承の元、
飲料メーカーが表示可



内容物を特定しない
汎用食品トレー
使用契約者: 容器メーカー



内容物充填後の
食品スーパー惣菜
※容器メーカーの了承の元、
食品スーパーが表示可

※「詰め替え容器」は内容物が特定された専用設計であり、本体容器の容量に合わせた 1 商品毎の認定審査が必要であるため、汎用容器には該当しない。

(期待される効果)

- ・ 飲料や食品分野でのエコマーク表示が増える。(ただし、認定商品が容器であることが消費者に誤認を与えないように留意することは現行規定と変更なし)

②セット販売品の包装上にロゴ表示が可能に



※セット販売する商品のうち、エコマーク認定商品が明確にわかるように表示

(期待される効果)

- ・ 流通段階でのエコマーク表示が進む。
- ・ 流通段階から製品メーカーに対するエコマークの引き合いが増え、インセンティブに。

(4)エコマーク商品ユーザーロゴの新設

- ・ 使用契約者以外の第三者が、エコマーク認定商品を使用していることを PR したい場合、事前にエコマーク事務局に届け出を行うことにより「エコマーク商品ユーザーロゴ」を使用できるようにする。

例 1) 制服・作業服(エコマーク認定商品)を自社で使用していることを PR する場合



(株)エコプラスは、環境に配慮して
エコマーク認定の制服「エコマール」
(JEA商事)を使用しています

例 2) 生分解性潤滑油(エコマーク認定商品)を一部の工作機械に使用する場合



(株)エコプラスは、環境に配慮して工作
機械(1号機、3号機)にエコマーク認定
の生分解潤滑油を使用しています

※表示対象物は個人や自社で使用する物品・サービスに限り、販売を目的とした物品・サービスは対象外。

※認定商品を使用している行為・対象物が明確になるようにし、「〇〇(認定商品を使用する主体、設備など)はエコマーク認定の△△を使用しています」をマーク近傍に付すことが条件。

(期待される効果)

- ・ 企業PRとしてのエコマーク表示が進む。
- ・ ユーザーから製品メーカーに対するエコマークの引き合いが増え、インセンティブに。

以上